



府消委第 265 号

平成 26 年 10 月 31 日

内閣総理大臣

安倍 晋三 殿

消費者委員会

委員長 河上 正二



答 申 書

平成 26 年 9 月 19 日付け消食表第 229 号をもって諮問のあった、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 4 条第 1 項の規定により内閣府令で新たに定める食品表示基準について下記のとおり答申します。

記

内閣府令

食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 4 条第 1 項の規定により内閣府令で新たに定める食品表示基準について、以下を除き、別添の諮問案のとおりとすることが適当である。

○栄養成分表示に係るナトリウムおよび食塩相当量の表示

上記の除外部分については、消費者庁の説明に基づき食品表示部会で議論し了承された修正方針案を別紙のとおり示すので、諮問された食品表示基準案を変更されたい。

※別添の諮問案は、消費者委員会ホームページに掲載  
<http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/>

○栄養成分表示に係るナトリウムの表示の修正方針案

栄養成分表示に係るナトリウムの量は食塩相当量で表示する。ただし、ナトリウム塩を添加していない食品に限り、任意でナトリウムの含有量を表示することができるものとし、その場合の表示は、ナトリウムの量の次に食塩相当量を括弧書き等で併記する。